○内閣府告示第四百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　堺市

二　構造改革特別区域の名称　さかいＩＣＴひとづくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　堺市の全域

○内閣府告示第四百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東大阪市

二　構造改革特別区域の名称　東大阪市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東大阪市の全域

○内閣府告示第四百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県

二　構造改革特別区域の名称　ひょうごＩＴエキスパート育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　兵庫県の全域

○内閣府告示第四百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第六百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県

二　構造改革特別区域の名称　やまとＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　奈良県の全域

○内閣府告示第四百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県

二　構造改革特別区域の名称　和歌山県ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　和歌山県の全域

○内閣府告示第四百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第千二百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松江市

二　構造改革特別区域の名称　宍道子しじみグローアップ特区

三　構造改革特別区域の範囲　松江市の区域の一部（宍道町及び八雲町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松江市

二　構造改革特別区域の名称　松江市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　松江市の全域

○内閣府告示第四百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　井原市

二　構造改革特別区域の名称　元気井原給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　井原市の全域

○内閣府告示第四百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新見市

二　構造改革特別区域の名称　地産で安心、新見の楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　新見市の区域の一部（旧新見市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県和気郡和気町

二　構造改革特別区域の名称　いきいき和気給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　岡山県和気郡和気町の全域

○内閣府告示第四百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県

二　構造改革特別区域の名称　ＩＴひろしま・産業人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　広島県の全域

○内閣府告示第四百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　安芸高田市

二　構造改革特別区域の名称　安芸高田市すこやか食育推進給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　安芸高田市の全域